

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	水素注入設備点検における酸素注入系漏えい試験時、酸素注入弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
2	1号機	水素注入設備点検における酸素注入系漏えい試験時、バックアップ酸素圧力調整弁付き圧力計(一次・二次圧力計測用)の指示値不良(指針固着)が認められたため、当該圧力計を点検。	GⅢ	
3	1号機	中央制御室制御盤点検において、制御盤内の養生部品不良(電線管貫通部閉止板1枚、信号母線保護カバー1本がない)が認められたため、当該部品を取付。	GⅢ	
4	2号機	原子炉建屋地下1階及び地下2階ケーブルトレイ関連設備調査において、ケーブルトレイ不良(フタ外れ、フタ止め金具なし等)、ケーブルトレイ貫通部処理不良、ケーブルトレイサポート不良(錆、塗装はがれ等)が認められたため、当該箇所を計画的に補修。	GⅢ	
5	2号機	取水設備スクリーン装置点検において、装置各所に腐食・減肉摩耗、塗装剥離など経年劣化が認められたため、当該不具合箇所を補修。	GⅢ	
6	2号機	原子炉建屋付属棟2階原子炉再循環ポンプ電動機/発電機セット室の消防設備(火災検知機)点検のため、枠組み足場移動中に足場材を原子炉再循環ポンプ電動機/発電機セット保護継電器盤(B)の継電器保護カバー(ガラス)に接触し破損が認められたため、対応検討。(保護継電器に損傷はなく、カバーを応急的に養生)	GⅡ	
7	3号機	主復水器(C)連続洗浄装置洗浄ボール捕集器差圧計において、同計器の指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器の検出配管を点検清掃。	GⅢ	
8	4号機	17サイクル(次回)定期事業者検査(主要制御系機能検査)要領書作成時、前所要領書の判定基準記載値に誤記を確認したことから、当該箇所について記録訂正誤表を作成。(検査結果は判定基準値以内であり性能に問題ない)	GⅢ	
9	その他	気象観測用温度計において、通風ファン停止(カエルが入りファンにはさまったため)による測定値上昇(9月17日17時頃~9月21日12時まで)が認められたため、当該期間を欠測扱いとし装置を点検復旧。	GⅢ	